

件名	「話そう！語ろう！わが家の約束」運動について
受付日	令和3年9月13日
ご意見・ご提案の概要	各家庭事情を配慮しないで、安易に家庭教育活動の推進をしているように考えられる。児童生徒・保護者が不快を感じることがないように、配慮ある取組みをして欲しい。
県の考え方	<p>県では、すべての保護者の皆様にとって親としての学びのきっかけとなるよう、各学校等を通じ、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の実施を働きかけておりますが、各家庭内での実践は任意です。</p> <p>家庭教育活動の推進にあたっては、各家庭のご事情に十分配慮するとともに、本活動を通じ知りえた情報の取扱いには十分留意するよう、関係者に伝えてまいります。</p>
担当課	環境生活部 環境生活政策課